

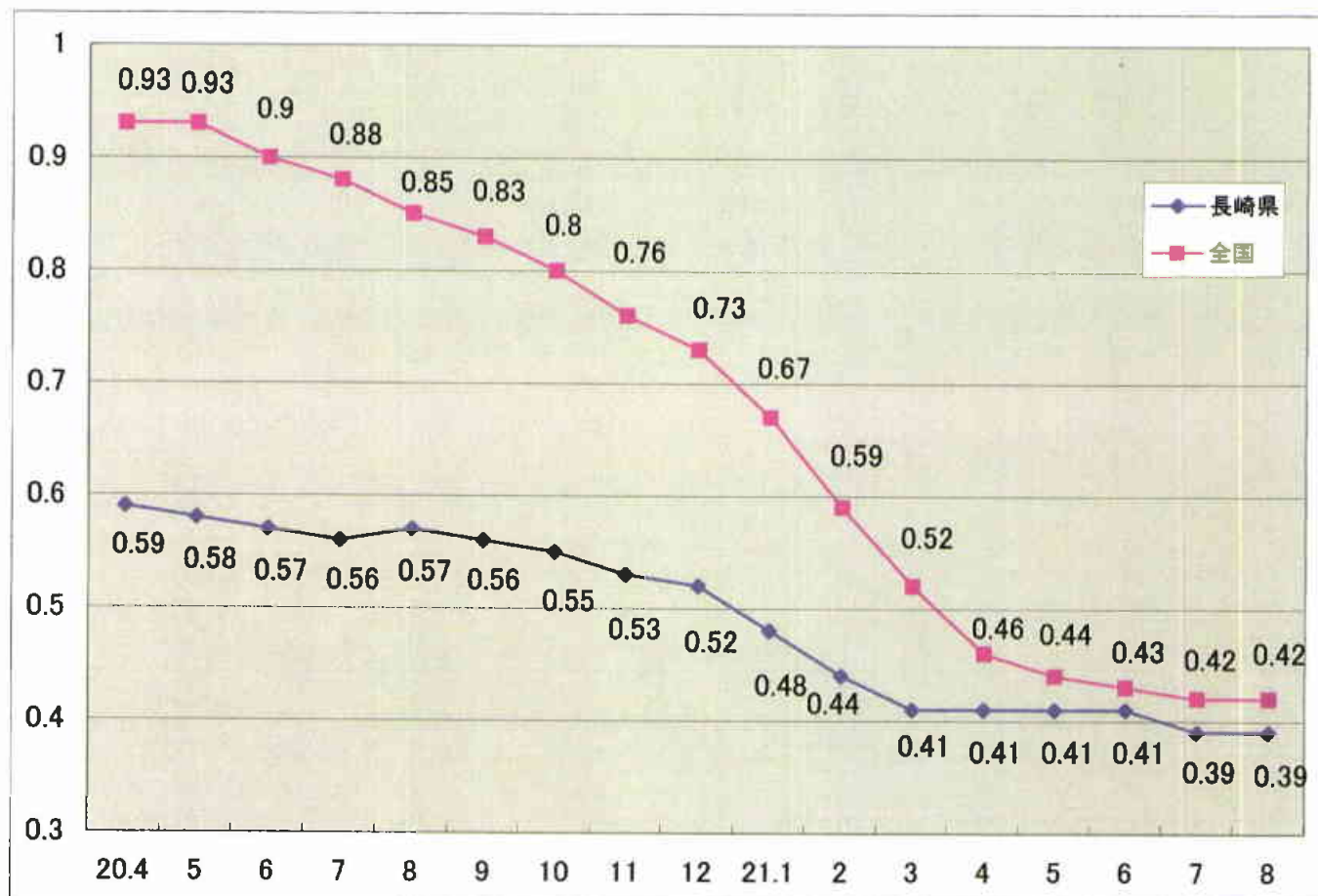
県内の雇用をめぐる状況及び労働局の対応

平成21年10月9日

長 崎 労 働 局

現在の雇用失業情勢

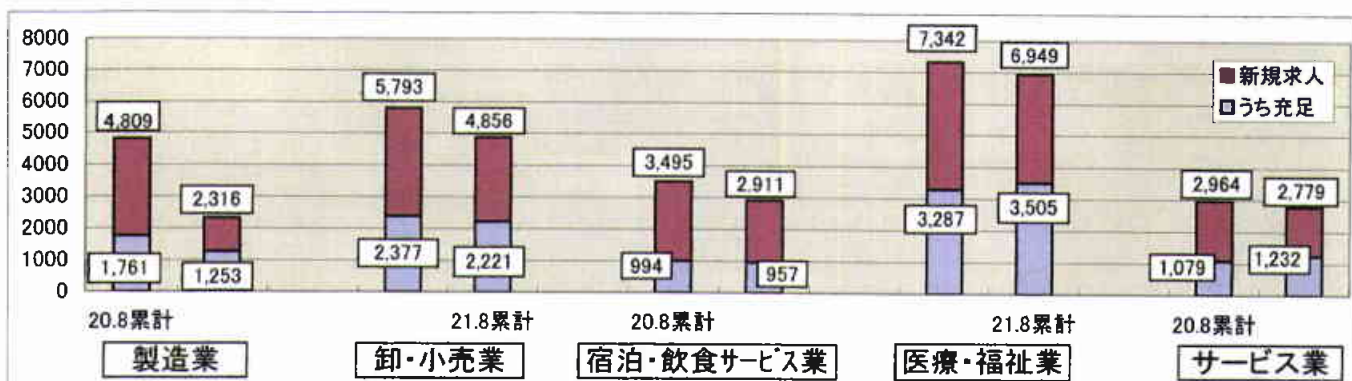
1. 有効求人倍率(季節調整値)の推移



2. 安定所別の有効求人倍率の状況（各安定所は原数値）

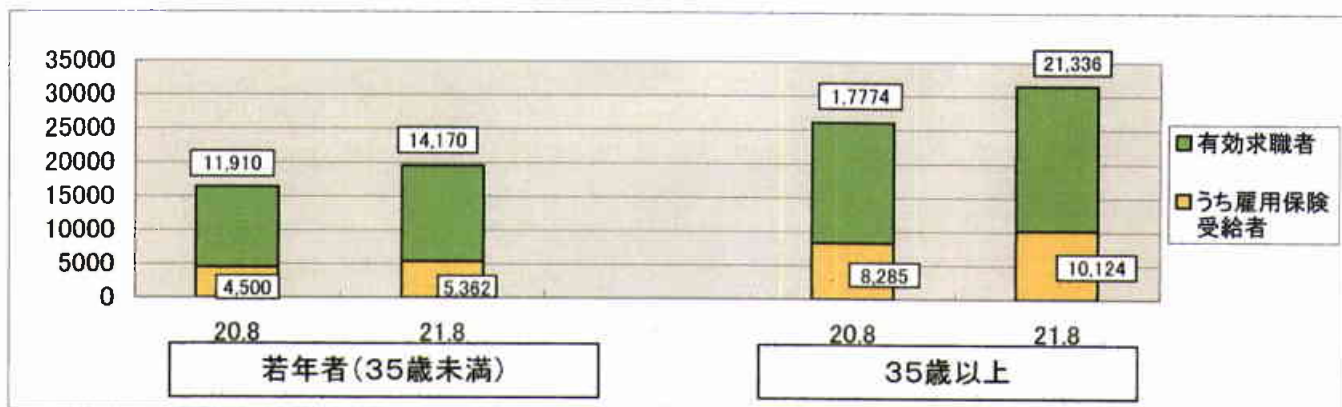
	長崎労働局計		長崎	西海	佐世保	諫早	大村	島原	江迎	五島	対馬	壱岐
	季調値	原数値										
20年8月	0.57	0.55	0.69	0.32	0.59	0.50	0.47	0.37	0.38	0.31	0.23	0.35
21年8月	0.39	0.38	0.42	0.28	0.38	0.39	0.31	0.39	0.23	0.41	0.29	0.33
前年同月比	▲0.18	▲0.17	▲0.27	▲0.04	▲0.21	▲0.11	▲0.16	0.02	▲0.15	0.10	0.06	▲0.02

3. 産業別新規求人の推移



＊産業別の新規求人数（パートを含む）で、平成20年度と21年度の4月～8月の累積を比較したもの。

4. 有効求職者の推移



＊年齢別の有効求職者数（パートを含む）で、平成20年度と21年度の8月の状況を比較したもの。

5. 非正規労働者の雇止め等の状況

長崎県 1,633人 (29社) (平成21年9月18日現在)

(就業形態別の内訳)

派遣: 934人(13社)、契約(期間工): 216人(6社)、請負: 183人(5社)、
パート・その他: 300人(12社)

全 国 238,752人 (4,127社)

上位3県における状況

愛知県 40,117人 (140社)

長野県 10,450人 (250社)

静岡県 9,666人 (154社)

雇用対策における主な助成金の活用状況

雇用維持支援

●雇用調整助成金等の計画届受理・支給決定状況

	実施計画届受理状況	支給決定状況	
	件数	件数	金額(千円)
平成20年度	137	28	235,407
平成21年度 (8月末現在)	952	253	567,704

※ 大企業：休業手当又は賃金の2/3を助成（解雇しない場合は3/4）
 中小企業：休業手当又は賃金の4/5を助成（解雇しない場合は9/10）
 平成21年6月26日 助成率拡充

雇用創出対策

●地域雇用開発助成金の計画届受理・支給決定状況

	実施計画届受理状況	支給決定状況	
	件数	件数	金額(千円)
平成20年度	55	118	402,400
平成21年度 (8月末現在)	27	45	141,750

※ 雇用機会が量的に不足している地域で、新たに設置・整備を行い、地域の求職者を雇い入れる事業主に対して、雇入れた人数及び設置・整備の費用に応じて40万～900万円を助成

再就職支援

●特定求職者雇用開発助成金の申請書受理・支給決定状況

	申請書受理状況	支給決定状況	
	件数	件数	金額(千円)
平成20年度	1, 474	1, 244	310, 788
平成21年度 (8月末現在)	616	325	86, 815

※ 高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を雇い入れた事業主に対して50万～100万円（中小企業事業主は90万～240万円）を助成

●試行雇用奨励金（トライアル雇用）の申請書受理・支給決定状況

	申請書受理状況	支給決定状況	
	件数	件数	金額(千円)
平成20年度	633	582	63, 520
平成21年度 (8月末現在)	294	126	13, 410

※ 中高年齢者や若年者等の特定の求職者を短期間の試行雇用として雇い入れた事業主に対して助成（1人当たり月額4万円を最大3ヶ月間支給）

「経済危機対策」における主な取組(雇用対策関係)

★ 県に基金を設置

☆ 中央職業能力開発協会に基金を設置

①雇用維持支援

●雇用調整助成金の拡充等

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合の助成率の引上げ
- ・残業を大幅に削減し、解雇等をしない場合を助成対象に追加
- ・大企業に対する教育訓練費の引上げ 等

●派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化（5月18日要領改正）

②雇用創出対策・再就職支援

●ふるさと雇用再生特別交付金事業 ★

- ・地域の発展に資する事業の実施を通じ、安定的な雇用機会を創出

●緊急雇用創出事業 ★

- ・離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等に対し、臨時的・一時的な雇用就業機会を創出

●「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援 ☆

- ・雇用保険を受けられない者に訓練期間中「訓練・生活支援給付」を支給
- ・十分な技能・経験を有しない者の中小企業による実習雇用・雇入れ支援
- ・介護・ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅喪失就職活動困難者への再就職、住宅・生活支援

●ハローワークの機能の抜本的強化

- ・求人開拓推進員の増加等による求人の確保
- ・特定求職者雇用開発助成金、試行雇用（トライアル雇用）奨励金の活用促進

③セーフティネット・生活支援

●住宅・生活支援等

- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等

●障害者の雇用対策

- ・雇用調整助成金の助成率の引上げ等

●雇用保険のセーフティネット機能の強化

- ・非正規労働者の適用範囲の拡大（雇用見込1年以上→6ヶ月以上）
- ・再就職が困難な場合、給付日数を60日分延長
- ・平成21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げ
- ・特定理由離職者の受給資格要件の緩和（被保険者期間2年のうち12ヶ月以上が1年のうちに6ヶ月以上）
- ・再就職手当、常用就職支度手当の給付率等引き上げ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

～雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、その雇用の維持を図る事業主を支援します～

◆助成金の概要◆

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

◆支給対象◆

◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所

◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

◆支給要件◆

- ①最近3か月の生産量、売上高等の指標がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）
- ②実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後1か月以内です。（下記イメージ参照）

助成内容

大企業（雇用調整助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：2/3
→（障害のある人の休業等及び出向については、3/4）
- 教育訓練実施に係る加算額：4,000円

中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：4/5
→（障害のある人の休業等及び出向については、9/10）
- 教育訓練実施に係る加算額：6,000円

解雇等を行わない場合

$2/3 \Rightarrow 3/4$

$4/5 \Rightarrow 9/10$

※解雇等は雇止め、派遣労働者の中途契約解除等を含みます。

※教育訓練実施に係る加算額を除いた日額は7,730円が上限。

助成金の受給手続きのイメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）